

海外への輸出に取り組む企業の皆さまへ

海外への新規販路開拓や輸出市場の多角化に取り組む企業を支援します！

令和8年4月1日から実施した
事業が対象となります！



物価高騰による輸送・営業・製造コストの増大を緩和し、海外への新規販路開拓と輸出市場の多角化に必要な取組が実施できるように、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用し、県内加工食品事業者を支援します。

補助対象者

県産加工食品の輸出に取り組む県内加工食品事業者

補助金について

1. 海外での営業力強化に必要な取組

海外での展示会への出展や営業活動、国外バイヤー招へい、トライアル輸送、専門家派遣、越境ECサイトへの出展、自社ホームページ等の多言語化改修などの取組を支援します。

補助率：2／3以内
補助上限額：100万円

2. 海外へ輸出するために必要な製造体制強化に必要な取組

海外での現地ニーズや規制に対応した商品パッケージデザインの改良や商品開発・改良、各種成分分析、食品安全・衛生基準を満たした認証の取得、専門家派遣などの取組を支援します。

補助率：2／3以内
補助上限額：100万円

※ 上記①、②は併用申請可能で、補助上限額は合計で200万円となります。

補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年2月12日の間に契約し、納品及び支払いが完了したもの

※ 本事業は補助金の採択における審査を実施します。審査を経て採択が決定されなければ、すでに実施した取組は対象となりませんのでご注意ください。なお採択された場合、事業を実施したことが分かる証憑書類の提出が必要となります。

裏面もご覧ください

1. 海外での営業力強化に必要な取組に要する経費

- ・ 直接輸出によるコスト削減を目指したトライアル輸送に係る費用
(送料, 梱包資材購入費等)
- ・ 海外での営業活動に係る費用
(海外展示会出展費, 海外渡航費, 宿泊費, 現地通訳費, 現地交通費等)
- ・ 海外に販路を持つバイヤー及び専門家の招へいに係る費用
(旅費, 宿泊費, 謝礼金, 接待費等)
- ・ 営業力強化に必要な専門的な知識を有する講師の派遣に係る費用
(謝金, 交通費, 資料作成費等)
- ・ 越境 E C への出展に係る費用
(出展経費, コンサルティング費, 運営代行費, マーケティング・広報費等)
- ・ 自社ホームページ・ E C サイトの多言語化に係る費用
(多言語化改修費等)
- ・ 海外での営業活動に係る販促物の作成費用
(販促用 P R 動画等作成費, W E B カタログ作成費等)



2. 海外へ輸出するために必要な製造体制強化の取組

- ・ 海外専用パッケージの作成に係る費用
(デザイン費, 試作品作成費等)
- ・ 海外仕様に対応するための商品改良に係る費用
(原材料の変更に必要な費用, 試作費等)
- ・ 商品の成分分析に係る費用
(分析・検査費等 (栄養成分分析, 残留農薬検査等))
- ・ 食品安全・衛生基準を満たした認証の取得に対応するための費用
(コンサルティング費, 内部文書整備費, 認証登録費等)
- ・ 製造体制強化に必要な専門的な知識を有する講師の派遣に係る費用
(謝金, 交通費, 資料作成費等)



※ 設備投資や施設改修等の工事費用は対象外となります。

募集期間や申請方法等の詳細な情報は、今後県ホームページ等に掲載いたしますので、ご確認ください（6月頃掲載予定）